

放課後子ども総合プラン推進のための調査報告書

～放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型・連携型の推進のために～

平成 30 年 3 月

神奈川県学校・家庭・地域連携協力推進委員会 作成

はじめに

平成26年7月、共働き家庭等の「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材の育成のため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子ども教室」という。）の計画的な整備等を進めることを目的として、「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

プランでは、次の目標を目指しています。

- ・平成31年度末までに放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備する。
- ・全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施する。
- ・そのうち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室について、1万か所以上で実施する。
- ・新たに放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用する。
- ・新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施する。

神奈川県でも、このプランを受け、平成27年度に神奈川県学校・家庭・地域連携協力推進委員会を設置し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型・連携型による実施を推進するための協議をしてまいりました。

そこでは、一体型・連携型で実施するメリットやデメリット、課題解決の方策などを検討してまいりました。

さらに、県内で既に放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型・連携型で実施している市町村（政令市・中核市を除く）に、本調査報告書作成のため、実態を調査するアンケートを実施しました。

今回、本委員会で協議し、見えてきたことやアンケートの結果をもとに、今後県内の各市町村で一体型・連携型による放課後児童クラブ・放課後子ども教室の実施をする際の工夫の一助となるよう、本調査報告書を作成しました。

本調査報告書を、各市町村の施策・事業の推進のご参考にしていただければ幸いです。

平成30年3月31日
神奈川県学校・家庭・地域連携協力推進委員会

目次

第Ⅰ章 「放課後子ども総合プラン」とその課題への対応

- 1 「放課後子ども総合プラン」について・・・・・・・・・・ 1
 - 放課後子ども総合プランとは
 - 放課後児童クラブとは
 - 放課後子ども教室とは
 - 放課後児童クラブと放課後子ども教室の違い
 - 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型・連携型とは
- 2 神奈川県における現状と課題及びこれに向けた対応・・・・・・・・ 4
 - (1) 現状
 - (2) 課題
 - (3) 本県における対応
- 3 神奈川県学校・家庭・地域連携協力推進委員会の取組・・・・・・・・ 5
 - (1) 委員会の基本的なスタンス
 - (2) 委員会の具体的な取組

第Ⅱ章 県内における一体型・連携型の参考事例

- 1 子どもへの支援について・・・・・・・・・・ 7
 - 出欠席の確認方法
 - 活動時の一人ひとりの児童の支援、見守り等
 - 活動内容、立案や実施について、工夫している取組
 - 特別な支援が必要な児童を受入れるために行っている工夫
- 2 スタッフについて・・・・・・・・・・ 10
 - 児童クラブと子ども教室合同の研修会や連絡会等
 - スタッフの確保
 - スタッフの育成
- 3 連携について・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 児童クラブと子ども教室の連携
 - 児童クラブと子ども教室合同の研修会や連絡会等（再掲）
 - スタッフの確保（再掲）
 - スタッフの育成（再掲）
 - 活動内容やプログラムの決め方
 - 人気のプログラムや一体型・連携型ならではのプログラム
 - 一体型・連携型で行う際に、児童クラブに設けられている基準を守るために工夫していること
 - ・「一体型・連携型における放課後児童クラブの基準」の遵守について
 - (2) 学校との連携
 - 会議等の実施

- 4 安全対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 病気、事故、災害等、緊急時の保護者への連絡方法
 - 怪我や病気の際の対応マニュアル
 - 使用する校庭や教室等の環境面における安全管理の役割分担
 - 事故、怪我があった場合の責任
 - 安全管理、緊急時対応等の工夫

第Ⅲ章 神奈川県における児童クラブと子ども教室の一体型・連携型の推進に向けて

- 1 一体型・連携型による実施の効果と、今後対応すべき内容・・・・14
- (1) 効果
 - (2) 対応すべき内容
 - 児童への支援について
 - スタッフの確保や育成について
 - 連携について
 - 安全対策について
- 2 今後に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 実施する市町村、各児童クラブや子ども教室に向けて
- 市町村に向けて
 - 各児童クラブや子ども教室に向けて
- まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 児童への支援について
 - スタッフについて
 - 連携について
 - 安全対策について

- 参考資料1 「放課後子ども総合プラン」の全体像
- 参考資料2 放課後児童クラブの設備運営基準について
- 参考資料3 一体型・連携型の進捗状況
- 参考資料4 放課後子ども総合プランに関するアンケート結果
- 参考資料5 放課後子ども総合プランに関するアンケート
- 参考資料6 平成29年度神奈川県学校・家庭・地域連携協力推進委員会委員名簿

第1章 「放課後子ども総合プラン」とその課題への対応

1 「放課後子ども総合プラン」について

○ 放課後子ども総合プランとは

「共働き家庭の『小1の壁』を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下『放課後児童クラブ』という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下『放課後子ども教室』という。）の計画的な整備等を進める。」とされております。

平成26年7月31日策定・公表（厚生労働大臣・文部科学大臣）

[趣旨] ・共働き家庭等の「小一の壁」を打破すること。
・次代を担う人材の育成のため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにすること。

[内容] ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を推進する方向性が示されている。
・国では平成31年度までに約20,000箇所以上の放課後子ども教室を開設し、そのうち約10,000箇所以上を放課後児童クラブとの一体型で実施することを目標としている。

○ 放課後児童クラブとは

「児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。」

（厚生労働省「放課後児童健全育成事業実施要綱」より抜粋）

○ 放課後子ども教室とは

「放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動」とされています。

（文部科学省「学校・家庭・地域連携協力事業費補助金実施要領」より抜粋）

○放課後児童クラブと放課後子ども教室の違い

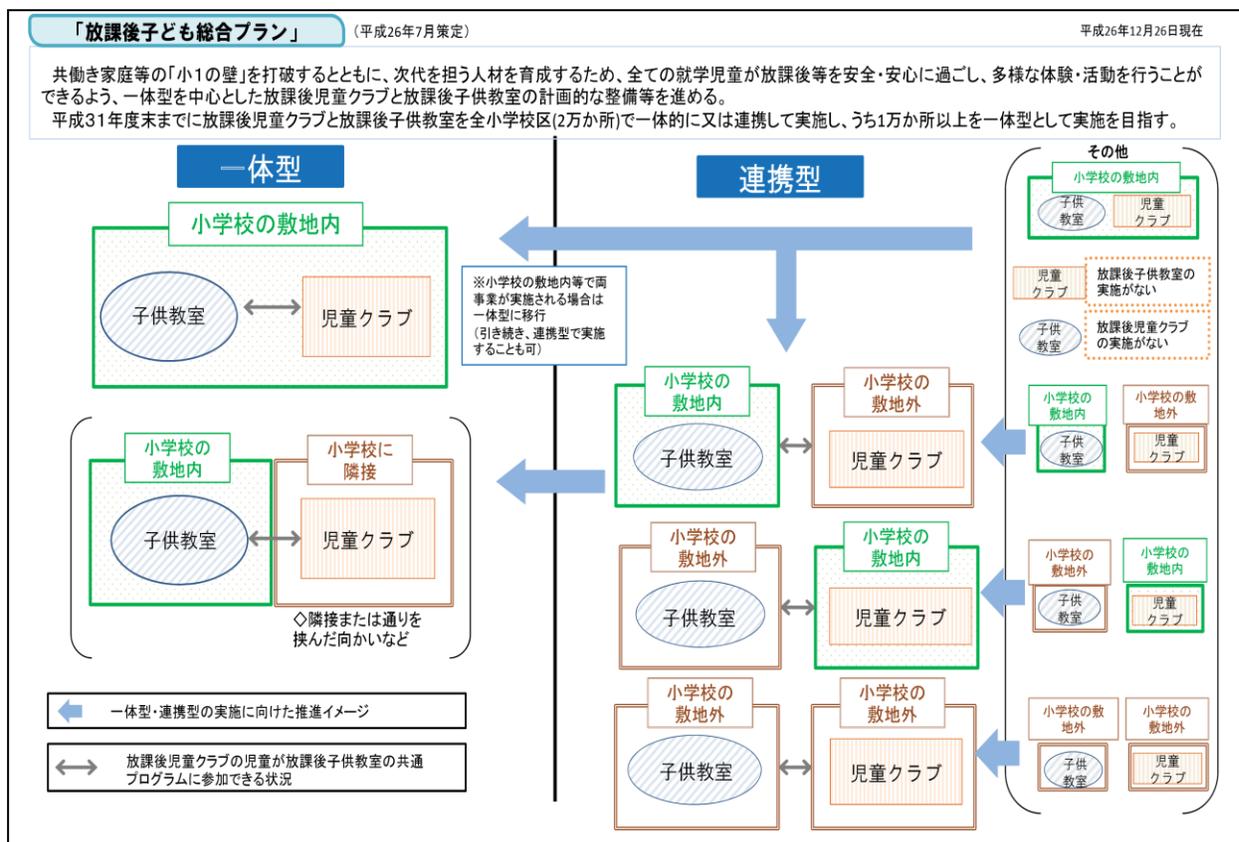
	放課後児童クラブ（厚生労働省）	放課後子ども教室（文部科学省）
対象	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての児童（※希望者が参加）
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進
【全国における状況】 場所	<ul style="list-style-type: none"> 小学校 53%（余裕教室 28%、専用施設 25%） 児童館 12% その他（専用施設、公的施設など） 35% 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校 71% 公民館 13% 児童館 3% その他（中学校、特別支援学校など） 13%
指導者	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童支援員等（専任） [省令基準に基づく資格要件あり] 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の協力者等（資格を問わないボランティア） [無償ボランティアで実施している箇所あり]
日数	<ul style="list-style-type: none"> 原則として長期休業を含む年間 250 日以上 	<ul style="list-style-type: none"> 年間 250 日未満 毎日開催する必要はない。
時間	<ul style="list-style-type: none"> 1 日につき、平日は 3 時間以上、休業日は 8 時間以上 	<ul style="list-style-type: none"> 1 日 4 時間以内、休業日 8 時間以内、17:00 までとしている。
利用者の負担	<ul style="list-style-type: none"> 利用に当たって、利用者は費用の負担がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に利用者の負担はないが、障害保険料や教材費、料理教室等、おやつや飲食物代等が必要な場合は負担していただく。
その他	<ul style="list-style-type: none"> おやつ等の提供がある。 	<ul style="list-style-type: none"> おやつ等の提供はない

- 参考文献 ・ 「『放課後子ども総合プラン』について【参考資料】」
（平成 26 年 11 月 12 日 厚生労働省 文部科学省）
・ 放課後児童健全育成事業実施要綱 （厚生労働省）

○ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型・連携型とは

- ・一体型とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室が同一の小学校内等の活動場所にあつて、放課後子ども教室のプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加できるものをいいます。なお、一方が小学校内で実施しており、他方の活動場所が、当該小学校に隣接（通りを挟んだ向かい側等を含む）している場合、児童自身での移動を安全に行うことが可能であつて、放課後子ども教室開催時に一緒に活動できるものも一体型とします。
- ・連携型とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室のプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加できるものをいいます。

図



(平成28年度「学校を核とした地域力強化プラン」の概算要求に係る
ブロック説明会資料より)

2 神奈川県における現状と課題及びこれに向けた対応

(1) 現状

- ・本県における市町村の一体型・連携型の取組状況は次のとおりです。
(参考資料1 参照)

平成 29 年度

- ・県全体（政令・中核市を含む） 21 市町村 457 箇所 達成率 53.8%
- ・ 〃 （政令・中核市を除く） 17 市町村 95 箇所 達成率 33.8%

<一体型のみ>

- ・県全体（政令・中核市を含む） 14 市町村 371 箇所 達成率 43.6%
- ・ 〃 （政令・中核市を除く） 11 市町村 49 箇所 達成率 17.4%

(注 1) 達成率は、政令・中核市を含む全小学校区数（850）及び政令・中核市を除く全小学校区数（281）を基に算出した。

(注 2) 全国における放課後子ども教室約 20,000 箇所のうち約 10,000 箇所を一体型とするという国の目標設定を本県に当てはめて試算すると、全小学校区数の半数（政令・中核市を含むと 425、政令・中核市を除くと 140）を基準として、一体型のみ比率を算出することとなる。

- ・県全体（政令・中核市を含む） 達成率 87.3%
- ・ 〃 （政令・中核市を除く） 達成率 35.0%

(2) 課題

国の「放課後子ども総合プラン」の考え方に沿って、県として、一体型もしくは連携型の実施に向け、市町村の取組がさらに促進されるように支援していく必要があります。

(3) 本県における対応

- ・こうした課題に対応するため、「放課後子ども総合プラン」に位置づけられた、有識者や市町村職員等の関係者をメンバーとする「神奈川県学校・家庭・地域連携協力推進委員会」を設置し、支援対策を検討することとしました。
- ・平成 29 年度は、委員会における検討を進める他に、一体型・連携型の実施に着手している市町村に対して、先行して取り組んでいる市町村の情報を提供するとともに、すでに実施している市町村に対しては、工夫した取組等の情報を提供にすることにより、その実現に向けた取組を支援していくこととしました。

3 神奈川県学校・家庭・地域連携協力推進委員会の取組

(1) 推進委員会の基本的なスタンス

- ・国の「放課後子ども総合プラン」の考え方に沿って、希望する放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できるように、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型または連携型による実施を地域の実態に応じて推進していくことが望ましいと考えます。
- ・一体型・連携型で実施する場合には、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の両事業の目的を踏まえるとともに、両事業の役割や基準等を損なうことがないように実施することが必要です。
- ・本委員会の役割は、市町村が一体型または連携型を推進する際に参考とできる事例などを紹介することにより、市町村の取組を支援することにあります。

(2) 委員会の具体的な取組

神奈川県学校・家庭・地域連携協力推進委員会では、放課後児童クラブと放課後子ども教室とを一体的に実施している現場を視察したり、一体型または連携型による実施のあり方について協議したりしました。その中で、一体型または連携型を推進することのメリットや運営上の課題が浮かび上がりました。具体的には「子ども一人ひとりを丁寧に支援できているか」「一体型・連携型ならではのプログラムが工夫されているか」「放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携が十分になされているか」「安全対策、緊急時対応は確実に整備されているか」など、様々な課題が見えてきました。

そこで平成29年度は、課題を大きく4つの視点に分類し、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型または連携型により実施する際に参考となりそうな取組や工夫を市町村に情報提供することにより、一体型・連携型の推進に資すると考えました。

[4つの視点]

- ・子どもへの支援
- ・スタッフ（担い手）
- ・連携
- ・安全対策

そのため、本報告書を作成するに当たり、当推進委員会で協議したことを踏まえ内容を整理するとともに、考えられる課題から調査項目を設定し、県内で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型または連携型により実施する市町村（政令市・中核市を除く17市町村）に対して、アンケート（平成29年7月20日現在）を実施しました。その結果から得られたことも含め、本報告書にまとめました。

表 神奈川県学校・家庭・地域連携協力推進委員会開催記録

年度	回	実施日	実施内容
27	1	9月 4日	放課後子ども総合プランについて、国、県の取組状況を確認
28	1	5月 18日	放課後子ども総合プランの考え方について協議後、児童クラブと子ども教室を一体型で運営している現場を視察（横浜市）
	2	9月 6日	視察結果を踏まえ、一体型・連携型による実施の効果と課題の検討
	3	12月 12日 ～ 2月 28日	今後に向けた方向性の検討（書面開催）
29	1	6月 12日	報告書作成方法の検討
		7月 20日	アンケート調査実施
	2	9月 7日	調査結果の検討
	3	1月 30日	報告書の内容についての検討

（年度は「平成」）

第II章 県内における一体型・連携型の参考事例

1 子どもへの支援について

※本報告書では、これ以降、放課後児童クラブを「児童クラブ」、放課後子ども教室を「子ども教室」と表記します。

児童クラブと子ども教室の一体型・連携型で懸念されることの一つに、参加人数が多く、また、職員体制も異なることにより、一人ひとりの子どもを十分に見守り、それぞれに必要な支援が行われる体制が取れないのではないかとあります。

そこで、出欠席の確認方法、活動時の一人ひとりの児童の支援・見守り等、活動内容の工夫、特別な支援が必要な児童の受け入れなどについて取組の参考事例を示します。

(※各事例の文末のかっこは、実施形態について一体型と連携型の区別を示したものです。)

○ 出欠席の確認方法

<主に教室スタッフによる確認>

- ・子ども教室に参加した児童は、子ども教室のスタッフが確認し、事業終了後は児童クラブへ帰し、児童クラブスタッフに引き継ぐ。(一体型)
- ・子ども教室スタッフは全ての子ども教室参加児童の出席を確認。児童クラブのスタッフは子ども教室に参加している児童クラブ在籍児童の出席を確認する。(一体型)

<受付簿の活用>

- ・事業者間で日常的に情報連携を図る他、児童クラブから子ども教室に参加する時は、子ども教室の受付簿に必ず来た時間と帰る時間を記入するようにし、児童の所在を相互に確認しあっている。(連携型)

<欠席の場合の確認>

- ・当日欠席の場合は、必ず保護者から連絡をいただくようにし、連絡なしの欠席の場合は、児童の所在が分かるまで、連絡をとるようにしている。(連携型)

<参加予定名簿等の活用>

- ・児童クラブに在籍する児童が子ども教室に参加する場合は、事前に参加予定名簿を児童クラブに報告する。(一体型・連携型)
- ・児童クラブ在籍児童専用の参加カードを作成し、子ども教室参加については保護者の同意を得ている。(一体型・連携型)
- ・子ども教室では、事前に参加申込制のため、毎月保護者からの申込み用紙により出欠確認をしている。児童クラブでは、子ども教室へ参加申込みを行った保護者から事前に連絡をもらい、学校から帰宅後すぐに子ども教室へ移動できるようにしている。(連携型)

<子ども教室終了後の対応>

- ・子ども教室の活動が終了すると、帰宅する児童は地域ごとに安全な場所まで、児童クラブ在籍の児童は児童クラブの場所(校外・校内)まで、グループに分かれてスタッフが見送る。(一体型・連携型)

○ 活動時の一人ひとりの児童の支援、見守り等

<子ども教室に登録している児童クラブ在籍児童が子ども教室に参加する場合>

- ・子ども教室に登録している児童クラブ在籍の児童が教室に参加した際は、子ども教室のスタッフが見守る。(一体型)

<子ども教室に登録していない児童クラブ在籍児童が、子ども教室に参加する場合>

- ・イベント開催時は子ども教室に登録していない児童クラブ在籍の児童の参加も可能であり、その際は児童クラブのスタッフが見守る。(一体型)

<児童クラブ・子ども教室スタッフ全員による見守り>

- ・児童クラブ在籍の児童が子ども教室に全員参加のため、児童クラブスタッフも子ども教室スタッフと一緒に子どもたちを見守っている。教室終了後、担当課との協議では、子ども教室スタッフが児童クラブまで送り届けることになっているが、両スタッフで児童クラブまで送り届けている。

(連携型)

○ 活動内容、立案や実施について、工夫している取組

<他団体との連携>

- ・ 大学や地域の団体等と連携を図りながらプログラムを計画している。
(一体型)
- ・ 子ども教室では、児童の居場所づくりの他、様々な体験をしていただきたく、地域の多方面の団体に依頼し、〇〇教室などを開いていただいている。また、季節や学校行事に合わせた内容も考えている。(連携型)
- ・ 子ども教室では、地域の住民や卒業した中学生などがボランティアとして参加し、パソコンやバドミントンなどの各種教室を実施している。
(一体型・連携型)
- ・ 平成27年度より全児童を対象に、豊富な経験や技能を持つ地域の方々や外部人材等の協力を得て、創造力と好奇心を育む多様なプログラムを通して、子どもの持つ才能・可能性を広く伸ばすことを目的として、月1回～2回、1回1時間程度〇〇っ子ふれあいプラザの時間を利用し、講師を招き、パートナーとともにスポーツ教室や工作教室、科学教室、昔遊び教室等を実施する〇〇っ子ふれあい未来塾事業を実施している。
(一体型・連携型)

<児童クラブ在籍児童が子ども教室に参加しやすい体制作り>

- ・ 入室退室時の受付簿への記入など、一定のルールを設けているが、クラブと教室が隣り合う立地であることから、児童クラブ在籍の児童が自由に行き来できるよう立地を活かした環境づくりに取り組んでいる。
(連携型)

<児童の希望を生かしたプログラム作り>

- ・ 児童の希望に沿うようアンケート調査を実施し、希望の多い事業を多くするなど、工夫している。(連携型)

○ 特別な支援が必要な児童を受け入れるために行っている工夫

- ・ 年に一回、特別支援教育研修会を開催し、児童理解につなげてもらっている。(一体型・連携型)
- ・ 学校生活ではどのように支援をしているのかを学校に確認し、児童クラブや子ども教室での受け入れが可能か、対応方法等検討する。(一体型)

2 スタッフについて

児童クラブと子ども教室の一体型・連携型の実施を推進するうえで、児童の見守りやプログラムの実施、安全管理等について、現場の担い手である児童クラブと子ども教室スタッフの人材確保や育成が重要です。

○ 児童クラブと子ども教室合同の研修会や連絡会等

- ・ 日常の情報共有のほか、運営委員会を開催している。（連携型）
- ・ 子ども教室の定期的な連絡会に児童クラブが参加をしている。
（一体型・連携型）

○ スタッフの確保

- ・ スタッフの確保が難しいが、子ども教室と児童クラブでスタッフの共有をする。（例、児童クラブスタッフが児童クラブの勤務ではない日に、子ども教室のスタッフとして活動する。）

○ スタッフの育成

<研修の実施>

- ・ 合同研修を実施している。（一体型・連携型）
- ・ 研修会では、児童の理解と指導のあり方について、児童クラブ・子ども教室のスタッフ対象に講話を実施した。具体的内容は、児童クラブや子ども教室の活動場所である小学校の前校長を招き「子どもを理解するために」というテーマで講話を実施した。（一体型）
- ・ 年に一回、特別支援研修会や救急救命研修を行い、児童へのかかわり方について考えていただいている。（一体型・連携型）

3 連携について

児童クラブと子ども教室の一体型・連携型の実施を推進するうえで、児童クラブと子ども教室のスタッフの連携、小学校との連携、地域住民や団体等の地域資源との連携など、『連携』が重要な要素となっています。

(1) 児童クラブと子ども教室の連携

○ 児童クラブと子ども教室合同の研修会や連絡会等（再掲）

○ スタッフの確保（再掲）

○ スタッフの育成（再掲）

○ 活動内容やプログラムの決め方

<子ども教室側でプログラムを決める場合>

- ・ 子ども教室側でプログラムを決定し、児童クラブへ情報提供し、参加可

否は児童クラブ側で決定する。(連携型)

- ・子ども教室側で事業計画を決め、児童クラブはその計画に参加する。
(連携型)

<子ども教室・児童クラブ共同でプログラムを決める場合>

- ・コーディネーターがプログラム案を作成し、運営委員会にて、児童クラブのスタッフを含む運営委員から承認を得て決定している。
(一体型・連携型)
- ・子ども教室の運営委員会に児童クラブ代表者も参画し、事業の企画・立案等について意見交換等を行っている。(連携型)

○ 人気のプログラムや、一体型・連携型ならではのプログラム

- ・季節のイベント(七夕、ハロウィーン、クリスマス等)が人気。
(一体型・連携型)
- ・「〇〇〇っ子あそびウィーク」…地域団体やPTA等の協力により、夏休み期間中に5日間実施するもので、大型紙芝居や工作、地元県立高校コーラス部によるミニコンサート等、普段の子ども教室とは異なるプログラムを行っており、児童クラブの児童も多く参加している。(連携型)
- ・鬼ごっこ、トスボール、ドッジボール等、皆が参加できるものに人気がある。(一体型・連携型)

○ 一体型・連携型で行う際に、児童クラブに設けられている基準を守るために工夫していること

- ・一体型の事業実施としているが、子ども教室と、児童クラブを設置している部屋が異なっている。児童クラブについては、設備・運営に関する基準(※)が守られているが、子ども教室については基準が該当しないため設定していない。(一体型)

※ 「一体型・連携型における放課後児童クラブの基準」の遵守について (P. 18 参考資料3参照)

- ・子ども教室には設備及び運営に係る法令上の基準はありませんが、児童クラブについては、児童福祉法(第34条の8の2)に基づき各市町村が条例で定める児童クラブの設備及び運営の基準を遵守する必要があります。
- ・各市町村の児童クラブに関する条例は、国の基準省令(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)。下表参照)の基準に従い、又は参酌して定めることとされています。市町村により規定が異なる場合がありますので、設置、運営に当たっては、各市町村の条例を十分に確認することが必要です。
- ・特に設備に係る基準に関しては、専用区画面積の児童一人当たりの基準など、平成31年度(平成32年3月末)までの経過措置が規定されている場合があり、32年4月以降に向けた対応が必要となる場合がありますので、注意が必要です。

(2) 学校との連携

○ 会議等の実施

- ・子ども教室はパートナー会議を月一回行い、学校とともに開催日等を決定する。児童クラブは随時必要に応じて行う。(一体型・連携型)
- ・職員会議で決定した次月の予定表を入手し、活動場所等の調整をしている。(連携型)

4 安全対策について

活動中の児童のけがや事故、体調不良等への対応を適切に行えるようにすることや、環境面での安全管理が必要となるが、一体型・連携型の場合の実施体制や役割分担をどのようにしているか、取組の参考事例を示します。

○ 病気、事故、災害等、緊急時の保護者への連絡方法

- ・子ども教室活動中の緊急時は、子ども教室の緊急連絡用の名簿で対応している。(一体型)
- ・子ども教室に参加する児童は全て(児童クラブ在籍者含)、子ども教室で管理する。子ども教室活動中に起きた事故等については、子ども教室スタッフ又は子ども教室所管課から連絡を行う。(一体型・連携型)

○ 怪我や病気の際の対応マニュアル

- ・児童クラブ、子ども教室個別の対応マニュアルがあり、個別に対応している。(一体型・連携型)

○ 使用する校庭や教室等の環境面での安全管理における役割分担

- ・児童クラブ活動時は児童クラブのスタッフが、子ども教室活動時は子ども教室のスタッフが行う。(一体型)
- ・子ども教室に登録している児童クラブ在籍の児童が子ども教室に参加した際は、子ども教室のスタッフが安全管理を行う。(一体型)
- ・子ども教室に登録していない児童クラブ在籍の児童が参加する際は、児童クラブのスタッフが安全管理を行う。(一体型)
- ・施設管理者である教育委員会が行う。(連携型)

○ 事故、怪我があった場合の責任

- ・児童クラブの児童は児童クラブ、子ども教室の児童は子ども教室が責任を負う。（一体型）
- ・子ども教室が責任を負う。（一体型）
- ・児童クラブと子ども教室の両方が責任を負う。（一体型・連携型）

○ 安全管理、緊急時対応等の工夫

- ・子ども教室に登録している児童クラブ在籍の児童が教室に参加した際に事故や怪我が発生した場合は、子ども教室で加入している保険で対応。
（一体型）
- ・子ども教室に登録していない児童クラブ在籍の児童が参加した際に事故や怪我が発生した場合は、児童クラブで加入している保険で対応。
（一体型）
- ・参加者には、町が導入しているチェックインシステムに登録してもらい、緊急時等の連絡ツールを備えている。（一体型）
- ・緊急時の連絡体制等が記載された対応マニュアルを作成している。
（一体型・連携型）

※ 放課後児童クラブについては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、放課後児童健全育成事業者は、事故が発生した場合における市町村、保護者等に対する措置を講ずることとされています。

国においては、厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故の報告等について」（平成 27 年 3 月 27 日雇児育発第 1 号）の通知で、特に重大な事故について事故報告書の提出が義務付けられています。

報告の対象となる重大事故の範囲は、死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等で、報告期限は、国への第 1 報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第 2 報は原則 1 か月以内程度とされています。なお、報告のルートは、事業者から市町村へ報告を行い、市町村は都道府県へ、都道府県は国へ報告を行うこととされています。

第三章 神奈川県における児童クラブと子ども教室の一体型・連携型の推進に向けて

1 一体型・連携型による実施の効果と、今後対応すべき内容

(1) 効果

- ・放課後の時間帯に一緒に遊べる場所や一緒に遊ぶ仲間がいない児童が増えていますが、より多くの児童と一緒に過ごすことができる居場所が作れます。
- ・遊びのプログラムが提供されることにより、より多くの児童が多様な体験をする機会が増えます。
- ・より多くの児童が、地域の大人など様々な世代の人と交流を図る機会が増えます。
- ・保護者の働く状況により、放課後に児童が過ごす場所が分けられるのではなく、同じ学校に通う児童、同じ地域に暮らす児童と一緒に時間や体験を共有できます。
- ・放課後児童クラブの設置か所を増やすことが求められていますが、場所の確保が難しい中、小学校の空き教室等の活用を促進することにより、設置箇所数を増やすことができます。

(2) 対応すべき内容

○ 児童への支援について

<一人ひとりの児童に対する丁寧な対応>

- ・より多くの児童が活動するため、児童一人ひとりの見守りが難しくなります。表面的に見守るだけでなく、一人ひとりの育ち、日々の変化などに気付いたり、一人ひとりに温かい言葉をかけたりするなど、丁寧な接し方が求められます。

<特別な支援を必要とする児童の受け入れ>

- ・学校の管理職や特別支援学級担当教員などと連携し、特別な支援を要する児童の受け入れ体制作りを進める必要があります。

<活動場所>

- ・学校施設や設備等が十分でないなどにより、余裕教室等がないことがあります。（特別教室を使用することにより、活動内容に制限がかかる。）
- ・安定した活動場所の確保ができないことがあります。

○ スタッフの確保や育成について

<スタッフの確保>

- ・児童の参加が多くなることや、場合によっては児童が教室と児童クラブの2箇所に分かれてしまうことで、より多くのスタッフが必要になる事例も発生し得ます。そのため、児童の人数に見合ったスタッフを確保し

なければなりません。

- ・児童を見守るための経験や知識を備えたスタッフの人材確保や、スタッフの高齢化が考えられます。

<スタッフ同士の共通理解>

- ・それぞれの事業の意義・目的を理解しあったり、一人ひとりの児童の特性、成長を共通して把握したり、プログラムの内容を共通理解したりするため、情報交換を積極的に行うことが必要です。

○ 連携について

<行政の連携>

- ・市町村において、児童クラブ担当課と子ども教室担当課が別の場合、定期的に担当課同士の連絡会を開くなどして、連携が取りやすくなるようにしましょう。

<実施現場の連携>

- ・児童クラブ、子ども教室の現場スタッフ同士連携が取りやすくなるよう、互いに情報共有するなどの工夫をしましょう。

<地域内での連携>

- ・より充実した実施をするためには、学校・家庭・地域の連携が大切です。そのためには、定期的に連絡会を開くなどして共通理解を深める必要があります。また、スタッフ同士の連携や、学校・家庭・地域の連携を図るためには、行政が主導して、推進委員会のような組織を作ることが大切です。

○ 安全対策について

<安全対策マニュアルの作成>

- ・一体型・連携型による活動中の安全対策及び事故や病気などの緊急時のため、安全対策マニュアル等を作成し、児童クラブ、子ども教室で共有しましょう。
- ・児童クラブと子ども教室のどちらから保護者への連絡を行うかを、明確にしておきましょう。
- ・けがや病気発生時の対応を考えておきましょう。
- ・事故発生時の対応を考えておきましょう。
- ・不審者への対応を考えておきましょう。
- ・災害時の対応を考えておきましょう。
- ・放課後児童クラブにおける重大事故については、市町村へ必ず報告をしなければならぬ旨、記載しましょう。

<安心・安全な体制作り>

- ・安心・安全な居場所作りを確保するための環境を整備しましょう。（連絡体制や、学校や児童クラブ・子ども教室との連携体制等）
- ・児童クラブから子ども教室に移動する際の保険が必要です。

2 今後に向けて

実施する市町村、各児童クラブや子ども教室に向けて

希望する全ての児童が放課後子ども教室に参加できるように、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型・連携型の推進を目指していきますが、一体型・連携型ありきではなく、まずは児童クラブ、子ども教室それぞれの目的や良さが損なわれることなく実施できる体制を工夫し、児童クラブ在籍の児童が希望する時間に、無理なく子ども教室に参加できる体制を作っていくことが大切です。

○ 市町村に向けて

- ・児童クラブや子ども教室の現場が、十分に連携して児童クラブと子ども教室を一体型・連携型で実施できるよう、連絡会や研修を充実させましょう。各スタッフが連絡会や研修会に出席しやすくなるような時間の保障も重要です。

○ 各児童クラブや子ども教室に向けて

- ・児童クラブと子ども教室を一体型・連携型で実施する目的は、全ての児童が安心・安全に、多様な学習・体験活動を行うことができるようにすることです。児童クラブや子ども教室の目的や良さを尊重しつつ、スタッフ同士が連携して、よりよい実施を工夫しましょう。

まとめ

より良い形で一体型・連携型による子ども教室を実施するためには、活動場所やスタッフの確保、児童クラブ・子ども教室・学校の連携、特別な支援を必要とする児童の受け入れなど、様々な課題をクリアしていく必要があります。

○ 児童への支援について

＜一人ひとりを丁寧に見守りましょう＞

- ・一人ひとりのその日の様子、成長した事柄などをしっかりと見取ることが大切です。
- ・希望する児童クラブの児童が子ども教室に行き来しやすい工夫をしましょう。
- ・全ての児童が安心・安全に、多様な学習・体験活動を行うことができるような工夫をしましょう。

○ スタッフについて

＜スタッフの育成＞

- ・子どもへの支援やプログラムの工夫、連携の充実や安全対策の確立には、スタッフの資質向上が欠かせません。そのために、両方のスタッフが参加できる研修を充実しましょう。また、日常の業務の中、スタッフが参加できる時間や場所の設定も大切です。スタッフが研修会に参加しやすい体制作りをお願いします。

○ 連携について

＜情報共有が大切です。＞

- ・一人ひとりの児童をしっかりと見守るためにも、児童クラブ・子ども教室スタッフが互いに情報を共有することが大切です。子ども教室に参加した児童の様子は、子ども教室スタッフから、できるだけ詳しく児童クラブスタッフに伝えることで、共通理解が深まります。
- ・児童理解、安定した活動のためには、学校との情報交換も欠かせません。

＜児童の育ちを支える多様なプログラムの工夫＞

- ・児童の好みの活動や希望を把握しましょう。
- ・プログラムを児童クラブと子ども教室のスタッフが共通理解できるようにしましょう。
- ・両スタッフで協議することも考えられます。
- ・地域の方など、多様な主体と連携できると、より充実した活動になります。

＜児童クラブの基準の遵守＞

- ・一体型・連携型とも、児童クラブ部分については児童クラブの設備及び運営の基準が定められています。この基準は、各市町村が条例で定めているので、各市町村の条例を確認し、基準を遵守する必要があります。

○ 安全対策について

＜安全対策、緊急時の対応を明確にしましょう＞

- ・緊急連絡用の名簿等を共有しましょう。
- ・緊急時対応マニュアルを作成し、的確な対応ができるようにしましょう。

(平成26年7月31日策定)
(文部科学省・厚生労働省)

「放課後子ども総合プラン」の全体像

平成28年2月文科省予算ブロック説明会資料(抜粋)

趣旨・目的

○ 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

国全体の目標

- 平成31年度未までに
 - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
 - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
 - 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1.1万か所以上を一体型で実施
 - ・(約600か所⇒1万か所以上)を目指す
 - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
 - ※放課後子供教室の充実(約1万か所⇒約2万か所)

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
 - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策
 - などを記載し、計画的に整備
 - ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「推進委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化
 - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
 - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
 - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
 - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
 - ▶ 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通プログラムの充実
 - ▶ 活動プログラムを企画段階から両事業の従事者・参加者が連携して取り組むことが重要
 - ▶ 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や時に配慮を必要とする児童にも十分留意
 - ▶ 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
 - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
 - ・現に公民館、児童館等を実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

(出典：平成28年2月 文部科学省予算ブロック説明会資料)

放課後児童クラブの設備運営基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

<主な基準>

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない

職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、**都道府県知事が行う研修を修了した者**（※2）

※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上
- ※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、虐待等の対応、事故発生時の対応 など

設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

※ 罰則のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

（出典：厚生労働省子ども家庭局保育課健全育成推進室作成の「健全育成指導者養成研修」資料）

一体型・連携型の進捗状況

(平成 30 年 2 月 9 日現在)

【箇所数】

	政令・中核市を含む		政令・中核市を除く	
	市町村数	箇所数	市町村数	箇所数
一体型のみ	7	338	5	20
連携型のみ	7	31	6	30
両方実施	7	88	6	45
合 計	21	457	17	95

【達成率】

	政令・中核市を含む		政令・中核市を除く	
	箇所数	達成率	箇所数	達成率
一体型	371	43.6%	49	17.4%
連携型	86	10.1%	46	16.4%
合 計	457	53.8%	95	33.8%

(注 1) 達成率は、政令・中核市を含む全小校区数（850）及び政令・中核市を除く全小校区数（281）を基に算出した。

(注 2) 全国における放課後子ども教室約 20,000 箇所のうち約 10,000 箇所を一体型とするという国の目標設定を本県に当てはめて試算すると、全小校区数の半数（政令・中核市を含むと 425、政令・中核市を除くと 140）を基準として、一体型のみを算出することとなる。

- ・ 県全体（政令・中核市を含む） 達成率 87.3%
- ・ “ ” （政令・中核市を除く） 達成率 35.0%

放課後子ども総合プランに関するアンケート結果

○アンケートの趣旨

国の放課後子ども総合プランに基づき、県内においてクラブと教室の更なる充実を図るため、クラブ・教室を一体型または連携型で実施している市町村、クラブ、教室から、他の参考になる先駆的な取組事例等を回答いただき、参考資料として共有することを目的とした。

○対象

- ・一体型または連携型で放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施する市町村を対象に調査を実施。（具体的な取組みを記入する場合は、前年度までの事例でも可。）
- ・回答に際しては、基本的に放課後子ども教室の所管課で記入し、設問の内容に応じて放課後児童クラブの所管課または現場の方々の声も伺い、併せて記入する。

○調査基準日 平成 29 年 7 月 20 日現在

○調査実施市町村 県内 17 市町村（政令・中核市を除く）（回収率 100%）

1 基礎資料

○貴クラブ・教室における実施は、つぎのどちらですか

選択肢	市町村数	割合 (小数第2位を四捨五入)
一体型	5	29.4%
連携型	6	35.3%
一体型、連携型両方実施	6	35.3%

○クラブ・教室それぞれの運営方式について

(複数回答があるため、割合の合計は100にならない。)

	選択肢	市町村数	割合 (小数第2位を四捨五入)	
ク ラ ブ	自治体が直接運営	7	41.2%	
	委託	ア 指定管理者に委託	3	82.4%
		イ NPOに委託	6	
		ウ その他	5	
		その他	4	
	その他の具体			
<ul style="list-style-type: none"> ・自治体と負担協定を結んだ事業者による運営 ・運営委員会方式 ・民設民営(2) 				
教 室	自治体が直接運営	10	58.8%	
	委託	ア 指定管理者に委託	0	41.2%
		イ NPOに委託	0	
		ウ その他	7	
		その他	2	
	その他の具体			
<ul style="list-style-type: none"> ・各実施校に設置する運営委員会(任意団体)に委託 ・各小学校区の任意団体へ委託 				

○運営事業者について

(複数回答があるため、割合の合計は100にならない。)

選択肢	市町村数	割合 (小数第2位を四捨五入)
①教室とクラブを運営する事業者は同じ	5	29.4%
②教室、クラブそれぞれが異なる事業者が運営	13	76.5%

○職員体制

選択肢	市町村数	割合 (小数第2位を四捨五入)
① 教室とクラブ それぞれ別の職員が担当	16	94.1%
② 教室とクラブ それぞれのリーダーはい るが、職員は区別がない	0	0%
③ 教室とクラブ 職員に区別はない	1	5.9%

○普段の活動場所 (複数回答があるため、割合の合計は 100 にならない。)

	選択肢	市町村数	割合 (小数第2位を四捨五入)
ク ラ ブ	① 校地内の専用施設	11	64.7%
	② 校地外の専用施設	7	41.2%
	③ その他	5	29.4%
	その他の具体 ・専用施設及び学校施設を利用 ・余裕教室 ・学校敷地外多数、一部学校敷地内 ・各学校のクラブにより異なる ・民家、アパート		
教 室	① 校地内の専用施設	9	52.9%
	② 校地外の専用施設	1	5.9%
	③ その他	11	64.7%
	その他の具体 ・学校の体育館、校庭、図書館、空き教室などの学校施設を利用(10) ・児童館		

○一体型・連携型で実施する頻度

選択肢	市町村数	割合 (小数第2位を四捨五入)
① 教室実施時は基本的に毎回	16	94.1%
② 教室で特別なプログラムを行う時のみ	0	0%
③ その他(クラブが参加できる範囲で参加を している)	1	5.9%

○一体型・連携型で実施する際の場所

(複数回答があるため、割合の合計は100にならない。)

選択肢	市町村数	割合 (小数第2位を四捨五入)
① 学校の運動場	1	5.9%
② 学校の体育館	4	23.5%
③ 学校の特別教室 (音楽室、図書室など)	2	11.8%
④ ①～③の複合	12	70.6%
⑤その他	4	23.5%
その他の具体 ・児童館のホール・図書室 ・その日の実施場所による ・放課後子ども教室内 ・④の他、放課後こども教室専用の部屋にて活動する場合あり		

【問1】子どもの出欠管理や、子どもの支援、見守りは誰がどのように行っていますか？

【出欠席の確認方法】

選択肢	市町村数	割合 (小数第2位を四捨五入)
① クラブの子どもはクラブのスタッフが、教室の子どもは教室のスタッフが確認する	11	64.7%
② クラブ・教室のスタッフが、一体型・連携型のプログラムに参加する全ての子どもについて確認する	1	5.9%
③ 全てクラブのスタッフが確認する	0	0%
④ 全て教室のスタッフが確認する	3	17.6%
⑤ 特に確認しない	0	0%
⑥ その他	2	11.8%
その他の具体 ・放課後子ども教室に参加した児童は、放課後こども教室のスタッフが確認し、事業終了後は放課後児童クラブへ帰し、児童クラブ指導員に引き継ぐ ・教室スタッフは全ての教室参加児童の出席を確認。クラブのスタッフは教室に参加しているクラブ入所児童の出席を確認		

【活動時の一人一人の子どもの支援、見守り等】

選択肢	市町村数	割合 (小数第2位を四捨五入)
① クラブのスタッフが責任を負っている	1	5.8%
② 教室のスタッフが責任を負っている	4	23.5%
③ クラブと教室のスタッフが共同で見守る	2	11.8%
④ クラブの子どもはクラブのスタッフが、教室の子どもは教室のスタッフが見守る	8	47.1%
⑤ その他	2	11.8%
<p>その他の具体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室に参加した児童は、放課後こども教室のスタッフが確認し、事業終了後は放課後児童クラブへ帰し、児童クラブ指導員に引き継ぐ ・通常時：教室に登録しているクラブの児童が教室に参加した際は、教室のスタッフが見守る イベント開催時：教室に登録していないクラブの児童の参加も可能であり、その際はクラブのスタッフが見守る 		

<出欠管理や活動時の子どもの支援、見守り等について、貴クラブ・教室で工夫している取組があれば、具体的にお書きください>

- ・年度初めの教室開始では、新1年生は学校で下校訓練を2週間続けて行うため、他学年より教室開始時期が遅れるが、クラブに参加している新1年生は下校が自宅ではなく、クラブ（ある校内の教室）としているため、早い時期から受け入れをすることができている
- ・事業者間で日常的に情報連携を図るほか、クラブから教室に遊びに来る時は、教室の受付簿に必ず来た時間と帰る時間を記入するようにし、児童の所在を相互に確認しあっている
- ・入口部分で出欠の確認を行っている。教室は全ての児童を対象としているので、見守り時に区別するようなことはないように、各運営団体で見守りを実施するものへ指導していただいている
- ・クラブ児童が全員参加のためクラブスタッフも教室スタッフと一緒にこどもたちを見守っている。教室終了後、担当課との協議では、教室スタッフがクラブまで送り届けることになっているが、両スタッフでクラブまで送り届けている
- ・教室では、事前に参加申込制のため、毎月保護者からの申込み用紙により出欠確認をしている。また、当日欠席の場合は、必ず保護者から連絡をいただくようにし、連絡なしの欠席の場合は、子どもの所在が分かるまで、連絡をとるようにしている。クラブでは、教室へ参加申込みを行った保護者から事前に連絡をもらい、学校から帰宅後すぐに教室へ移動できるようにしている
- ・クラブ在籍児童専用の参加カードを作成し、子ども教室参加については保護者の同意を得ている
- ・合同研修を実施している
- ・教室で・・・受付時、健康状態をチェック（自己申告制）
 - ・クラブに在籍する児童が教室に参加する場合は、前もって参加予定名簿をクラブに報告
 - ・活動終了時、グループに分かれて危険箇所やクラブ（校外・校内）まで見送る
 - ・低学年児童の事故防止の為、活動で使用するボールは柔らかいボールを使用

【問2】 活動内容やプログラムについてはどのように計画・実施していますか。

(1) 活動内容やプログラムはどのように決めていますか。

(複数回答があるため、割合の合計は100にならない。)

選択肢	市町村数	割合 (小数第2位を四捨五入)
① クラブと教室のスタッフが合同で会議をし、決めている	1	5.9%
② クラブ、教室それぞれで計画し、クラブの子どもは希望に応じて教室のプログラムに参加する	9	52.9%
③ 全体的なプログラムを計画するスタッフがいる	1	5.9%
④ その他	7	41.2%
<p>その他の具体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教室ではプログラムの計画は特に決めていない ・ 教室時間中のプログラムは教室コーディネーター等が計画している ・ 教室側でプログラムを決定し、クラブへ情報提供し、参加可否はクラブ側で決定する ・ 教室側で事業計画を決めクラブはその計画に参加する。今後は両スタッフで協議することが必要と考える ・ 児童への場所の提供と自由な活動の見守りを目的としているため、基本的にプログラムはない ・ コーディネーターがプログラム案を作成し、運営委員会にて、クラブのスタッフを含む運営委員から承認を得て決定している ・ 教室のスタッフが計画立案 		

(2) クラブ、教室の子どもと一緒に活動する場面として、どのようなものが多いですか。該当するものいくつかでも選択してください。

(複数回答があるため、割合の合計は100にならない。)

選択肢	市町村数	割合 (小数第2位を四捨五入)
① スポーツ	8	47.1%
② 屋外でのゲーム	4	23.5%
③ 屋内でのゲーム(カード、ボードゲームなど)	8	47.1%
④ 昔遊び(お手玉、けん玉など)	6	35.3%
⑤ 工作等	8	47.1%
⑥ 子どもたちによる自由な遊び	13	88.2%
⑦ その他	3	17.6%
その他の具体 ・別の部屋にて活動しているため、一緒に活動することはない ・特に、参加しない事業はない ・木の実を使った工作、ドッジボール・卓球などのスポーツなど		

(3) 貴クラブ・教室で実施しているプログラムで、子どもたちに人気があるプログラムや(一体型・連携型ならでの)特徴的なものがあれば、事例を記入してください。

- ・おやつ作り教室、バウンドテニス教室
- ・七夕の笹飾りづくり等の工作や、ドッジボール大会等の体を動かす活動も人気がある
- ・「こいとっ子あそびウィーク」…地域団体や PTA 等の協力により、夏休み期間中に5日間実施するもので、大型紙芝居や工作、地元県立高校コーラス部によるミニコンサート等、普段の教室とは異なるプログラムを行っており、クラブの児童も多く参加している
- ・ドッジボール・人形劇
- ・スポーツ鬼ごっこ、トスボール、ドッジボール等、皆が参加できるものに人気がある
- ・各種スポーツ、調理実習など
- ・各教室で年数回企画しているイベント 例：ゲーム大会・ハロウィン・クリスマス会など
- ・基本的に外遊びで、遊具や道具を使っでの遊びが人気である
- ・スポーツ教室(バトミントン・ドッジボール等)、季節のイベント(七夕、ハロウィン、クリスマス等)のイベントが人気

<活動内容、立案や実施について、貴クラブ・教室で工夫している取組があれば、具体的にお書きください>

- ・大学や地域の団体等と連携を図りながらプログラムを計画している
- ・入室退室時の受付簿への記入など、一定のルールを設けているが、クラブと教室が隣り合う立地であることから、クラブの子どもたちが自由に行き来できるよう立地を活かした環境づくりに取り組んでいる。また、教室の運営委員会には、クラブ代表者も参画し、事業の企画・立案等について意見交換等を行っている
- ・子どもたちの希望に沿うようアンケート調査を実施し、希望の多い事業を多くするなど、工夫している。また学校側の協力を得るため、学校側の行事と重ならないように細心の注意をして計画を立てている。そのために、学校長・教頭等職員とのコミュニケーションを緊密に取るようにしている
- ・教室では、子ども達の居場所づくりの他、様々な体験をしていただきたく、村内の多方面の団体に依頼し、教室を開いていただいたり、季節や学校行事に合わせた内容を考えている
- ・教室では、地域の住民や卒業した中学生などがボランティアとして参加し、パソコンやバドミントンなどの各種教室を実施している
- ・プログラム実施日と、自由活動日を交互に設けて活動している。基本的には、参加児童が自分の意思で遊び・学習・スポーツを自由に選択して参加することができる
- ・平成27年度より全児童を対象に、豊富な経験や技能を持つ地域の方々や外部人材等の協力を得て、創造力と好奇心を育む多様なプログラムを通して、あやせっ子の持つ才能・可能性を広く伸ばすことを目的として、月1回～2回、1回1時間程度あやせっ子ふれあいプラザの時間を利用し、講師を招き、パートナーとともにスポーツ教室や工作教室、科学教室、昔遊び教室等を実施するあやせっ子ふれあい未来塾事業を実施している

【問3】安全対策、緊急時対応について

(1) 病気、事故、災害等、緊急時の保護者への連絡方法はどのようにされていますか？

選択肢	市町村数	割合 (小数第2位を四捨五入)
① 緊急連絡用の名簿をクラブ、教室で共有していて、どちらか可能なスタッフから連絡する	1	5.9%
② クラブ、教室で個別の名簿を持ち、緊急時は子どもが所属する側のスタッフから連絡する	11	64.7%
③ その他	5	29.4%
<p>その他の具体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室中の緊急は、教室の緊急連絡用の名簿で対応している ・教室では個別の名簿は持っていないため、緊急時には学校と協力し、保護者へ連絡等を行う ・クラブ児童については、教室スタッフ及びクラブスタッフで協力して対応する ・教室に参加する児童は全て（クラブ在籍者含）、教室で管理する。教室活動中に起きた事故等については、教室スタッフ又は教室所管課から連絡を行う ・クラブは名簿を持っているが、教室は名簿を持っていない所もあり学校の協力を得て保護者へ連絡をしている 		

(2) 子どもが怪我や病気になった際の対応マニュアルはありますか？

選択肢	市町村数	割合 (小数第2位を四捨五入)
① クラブ、教室共通の対応マニュアルがある	0	0%
② クラブ、教室個別の対応マニュアルがあり個別に対応している	15	88.2%
③ クラブ、教室ともに対応マニュアルはない	2	11.8%

(3) 使用する校庭や教室等の環境面での安全管理は教室側とクラブ側のどちらが行っていますか？

選択肢	市町村数	割合 (小数第2位を四捨五入)
① クラブのスタッフ	0	0%
② 教室のスタッフ	4	23.5%
③ クラブと教室のスタッフが共同で行う	2	11.7%
④ クラブの子どもはクラブのスタッフが、教室の子どもは教室のスタッフが行う	8	47.1%
⑤ その他	3	17.7%
<p>その他の具体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動時はクラブのスタッフが、教室活動時は教室のスタッフが行う ・通常時：教室に登録しているクラブの児童が教室に参加した際は、教室のスタッフが安全管理を行う イベント開催時：教室に登録していないクラブの児童の参加も可能であり、その際はクラブのスタッフが安全管理を行う ・施設管理者である教育委員会が行い、④も兼ねる 		

(4) 事故、怪我があった場合、教室とクラブの所管課どちらが責任を負いますか？

選択肢	市町村数	割合 (小数第2位を四捨五入)
① クラブ	0	0%
② 教室	5	29.4%
③ クラブと教室の両方	3	17.7%
④ クラブの子はクラブ、教室の子は教室	9	52.9%

<安全管理、緊急時対応等について、貴クラブ・教室で工夫している取組があれば、具体的にお書きください>

- ・通常時：教室に登録しているクラブの児童が教室に参加した際に事故や怪我が発生した場合は、教室で加入している保険で対応
イベント開催時：教室に登録していないクラブの児童の参加も可能であり、その際に事故や怪我が発生した場合は、クラブで加入している保険で対応
- ・参加者には、町が導入しているチェックインシステムに登録してもらい、緊急時等の連絡ツールを備えている
- ・緊急時のマニュアルを整備するほかは、特になし
- ・教室で事故がおこなった場合には教室にて、保険等の対応を行います。ただし、クラブでも保険等の対応が可能な場合には教室、クラブ双方で対応します
- ・クラブ児童の参加については、安全管理・緊急時対応でどちらが責任を持つかで話し合いがつかず（担当課レベル）実施されなかったが、今回、教室側が責任を持つことで実施することができた。しかし、スタッフレベルでは、感情的なシヨリ等は全くなく、両スタッフお互いに協力し実施している。緊急時にはお互いに協力し合うことを確認している
- ・教室参加中に児童クラブ在籍児童がけがをした場合は、教室職員がクラブ職員に直接説明するようにしている
- ・特別に注意が必要な児童について、教室スタッフとクラブスタッフ同士で情報交換を行う
- ・緊急時の連絡体制等が記載された対応マニュアルを作成している

【問4】クラブと教室合同の研修会や連絡会等がありますか。該当するものを選択してください。

(複数回答があるため、割合の合計は 100 にならない。)

選択肢	市町村数	割合 (小数第2位を四捨五入)
① 合同の研修会がある	4	23.5%
② 定期的に連絡会を開催している	3	14.7%
③ 問題があるときに話し合いをしている	4	23.5%
④ いずれもない	4	23.5%
⑤ その他	3	14.7%
その他の具体 ・不定期で連絡会を開催 ・日常の情報共有のほか、運営委員会を開催している ・教室の定期的な連絡会にクラブが参加をしている		

<研修や連絡会等について、貴クラブ・教室で工夫している取組があれば、具体的にお書きください>

- ・研修会では、子どもたちの理解と指導のあり方について、クラブ・教室のスタッフ対象に講話を実施した。具体的内容は、クラブや教室の活動場所である小学校の前校長を招き「子どもを理解するために」というテーマで講話を実施した
- ・見守る人（教育活動サポーター）と運営委員との意見交換会を年1回実施している
- ・現状の課題に応じて、研修の内容を設定している
- ・年に一回、特別支援研修会や救急救命研修を行い、児童へのかかわり方について考えていただいている

【問5】学校とは具体的にどのように連携していますか。（例：定期的に連絡会を設けている、職員会議に参加する等）

- ・年に数回開催される役員会に校長または教頭が出席している
- ・コーディネーターがプログラム内容等、学校との調整を行っている
- ・1年に1回、教室と学校、行政との連絡会を開催している
- ・教室：年度始めに学校教員と打ち合わせをし、日程調整や教室開催時の注意事項等の確認を行う。実施期間中は学校に適宜連絡をし、報告等を行っている
- ・これまでは定期の連絡会等は設けていなかったが、今後は設けていく予定
- ・日常的な情報交換・連携のほか、学校長が運営委員会に参画しており、定期的に意見交換の場を設けている
- ・各小学校で運営協議会を設けており、学校にも参加いただいている
- ・定期的に連絡会を設けている
- ・学校側の行事等の日程の変更等への対応で、教職員の不満が蓄積することがあるので、学校側（校長、教頭）とのコミュニケーションを緊密にして対応することで教職員の協力を得られるようにしている
- ・小学校区の主任児童委員、小学校教頭、コーディネーター等で組織する「放課後子ども教室運営委員会」を年に一度開催し、連携を図っている
- ・職員会議で決定した次月の予定表をいただき、調整している
- ・教室では、各校ごとに運営委員会を設置している。構成員：学校（校長・教頭）、PTA代表、自治会代表、教室職員数名
- ・学校長や教頭に運営委員になってもらい、運営方法等について協議をしている
- ・放課後教室はパートナー会議を月一回行い、学校とともに開催日等を決定する。クラブは随時必要に応じて行う
- ・定期的（初年度）に教室スタッフと所管課職員含めた連絡会を行っている
- ・毎回、活動前に教室スタッフが学校職員に連絡事項等を確認
- ・教室の定期的な連絡会に学校も参加をしている

【問6】支援が必要な子どもを受け入れていますか。

選択肢	市町村数	割合 (小数第2位を四捨五入)
① 受け入れている	15	88.2%
② 受け入れは行っていない	2	11.8%

<支援が必要な子どもを受け入れるために行っている工夫があれば、具体的に記入してください。>

- ・学校生活ではどのように支援をしているのかを学校に確認し、クラブや教室での受け入れが可能か、対応方法等検討する
- ・基本的に教室では、支援を要する児童の受け入れは行っていないが、児童クラブからの要請があれば、クラブ指導員を支援者として要支援者に付き添うかたちで教室へ参加してもらっている
- ・年に一回、特別支援教育研修会を開催し、児童理解につなげてもらっている
- ・保護者向け手引きを作成・配布し、その中で、支援が必要な子については、保護者等の付き添いをお願いしています
- ・児童に因っては、特別支援級担任と共に参加

【問7】一体型・連携型で行う際に、クラブに設けられている設備・運営に関する基準は守られていますか。どのようなことが難しいでしょうか。また、工夫している点があれば具体的に記入してください。

選択肢	市町村数	割合 (小数第2位を四捨五入)
① 守られている	14	82.4%
② 守られていないことがある	0	0%
③ 条例基準に合致しているため、特段の工夫の必要はない	3	17.6%

<一体型・連携型で行う際に、クラブに設けられている基準を守るために工夫している点があれば、具体的にお書きください>

- ・一体型の事業実施としているが、放課後子ども教室と、放課後児童クラブを設置している部屋が異なっている。放課後児童クラブについては、設備・運営に関する基準が守られているが、放課後こども教室については基準が該当しないため設定していない。

【問8】 次のうち、課題としてあてはまるものを選択してください。

(複数回答があるため、割合の合計は 100 にならない。)

選択肢	市町村数	割合 (小数第2位を四捨五入)
① スタッフの配置	6	35.3%
② 子どもの見守り	4	23.5%
③ プログラムの企画・立案	1	5.9%
④ クラブと教室の連絡会等の実施	1	5.9%
⑤ 研修	1	5.9%
⑥ 緊急時の連絡方法	1	5.9%
⑦ その他	9	52.9%

その他の具体

- ・要支援者の受け入れの態勢
- ・運営事業者が異なること等から、横浜市キッズクラブのような一体型の運営は難しい状況にある
- ・クラブから教室に移動する際の保険
- ・担当課と実施機関（公民館）との連携が円滑でないため、本事業が今後どのような形で展開されるのか等の質問に対して、公民館で回答できない。さらに、公民館担当職員が今年度で退職のため、学校側及び関係者が不安・不満を感じている。来年度からの事業の実施について担当課と協議することで、不安・不満を解消していきたい
- ・現状では、特に課題はない
- ・学校施設の借用
- ・学校施設や設備等が十分でないなどにより、余裕教室等がない（特別教室を使用することにより、活動内容に制限がかかる）
- ・国の財政支援が不十分
- ・子どもを見守るための経験や知識を備えたスタッフの人材確保やスタッフの高齢化
- ・安心・安全な居場所作りを確保するための環境が不十分（連絡体制や学校やクラブとの連携体制等）
- ・安定した活動場所の確保

※①～⑥選択をした場合、それは具体的にどのような課題で、どのようにすれば解決できるとお考えですか。

<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの確保が難しい。教室とクラブでスタッフの共有をすることで解決していきたい ・クラブ、教室ともにスタッフの人員不足が課題となっている。広報や町ホームページ等で募集記事を掲載しているが、なかなか確保ができない状況 ・子どもの安全な見守りを行うには、スタッフの配置を多くすることが必要である。そのためには、補助金の謝金対象上限人数を増やすことにより財源を確保することができる

放課後子ども総合プランに関するアンケート

【アンケートの趣旨】

このアンケートは、国の放課後子ども総合プランに基づき、県内において放課後児童クラブ（以下「クラブ」と言います。）と放課後子ども教室（以下「教室」と言います。）の更なる充実を図るため、クラブ・教室を一体型または連携型で実施している市町村、クラブ、教室から、他の参考になる先駆的な取組事例等を回答いただき、参考資料として共有することを目的としたものです。

回答に際しては、基本的に教室の所管課でご記入いただき、設問の内容に応じてクラブの所管課または現場の方々の声も伺い、併せてご記入をお願いします。

※本アンケートにおいては、放課後児童クラブは「クラブ」、放課後子ども教室は「教室」と表記します。

【設問の前に、次の内容についてご回答ください。】

各記号の当てはまるものを○で囲んでください。

- 回答者 市町村名 ()
 課名 ()
 氏名 ()
- 貴クラブ・教室における実施は、つぎのどちらですか
 ① 一体型
 ② 連携型
- クラブ・教室それぞれの運営方式について
 【クラブ】① 自治体が直接運営 (所管課名)
 ② 委託
 (②の場合) →ア 指定管理者に委託
 イ NPOに委託
 ウ その他
 ③その他 (具体的に記入)
- 【教室】① 自治体が直接運営 (所管課)
 ② 委託
 (②の場合) →ア 指定管理者に委託
 イ NPOに委託
 ウ その他
 ③ その他 (具体的に記入)
- 【運営事業者】
 ① 教室とクラブを運営する事業者は同じ
 ② 教室、クラブそれぞれが異なる事業者が運営

【活動時の一人一人の子どもの支援、見守り等】

- ① クラブのスタッフが責任を負っている
- ② 教室のスタッフが責任を負っている
- ③ クラブと教室のスタッフが共同で見守る。
- ④ クラブの子どもはクラブのスタッフが、教室の子どもは教室のスタッフが見守る。
- ⑤ その他 ()

<出欠管理や活動時の子どもの支援、見守り等について、貴クラブ・教室で工夫している取組があれば、具体的にお書きください>

【問2】活動内容やプログラムについてはどのように計画・実施していますか。

(1) 活動内容やプログラムはどのように決めていますか。

- ① クラブと教室のスタッフが合同で会議をし、決めている
- ② クラブ、教室それぞれで計画し、クラブの子どもは希望に応じて教室のプログラムに参加する。
- ③ 全体的なプログラムを計画するスタッフがいる
- ④ その他 (具体的に記入)

(2) クラブ、教室の子どもと一緒に活動する場面として、どのようなものが多いですか。該当するものいくつかでも選択してください。

- ① スポーツ
- ② 屋外でのゲーム
- ③ 屋内でのゲーム (カード、ボードゲームなど)
- ④ 昔遊び (お手玉、けん玉など)
- ⑤ 工作等
- ⑥ 子どもたちによる自由な遊び
- ⑦ その他 (具体的に記述)

(3) 貴クラブ・教室で実施しているプログラムで、子どもたちに人気があるプログラムや (一体型・連携型ならでの) 特徴的なものがあれば、事例を記入してください。

()

<活動内容、立案や実施について、貴クラブ・教室で工夫している取組があれば、具体的にお書きください>

【問3】安全対策、緊急時対応について

(1) 病気、事故、災害等、緊急時の保護者への連絡方法はどのようにされていますか？

- ① 緊急連絡用の名簿をクラブ、教室で共有していて、どちらか可能なスタッフから連絡する。
- ② クラブ、教室で個別の名簿を持ち、緊急時は子どもが所属する側のスタッフから連絡する。
- ③ その他 ()

(2) 子どもが怪我や病気になった際の対応マニュアルはありますか？

- ① クラブ、教室共通の対応マニュアルがある
- ② クラブ、教室個別の対応マニュアルがあり個別に対応している。
- ③ クラブ、教室ともに対応マニュアルはない

(3) 使用する校庭や教室等の環境面での安全管理は教室側とクラブ側のどちらが行っていますか？

- ① クラブのスタッフ
- ② 教室のスタッフ
- ③ クラブと教室のスタッフが共同で行う。
- ④ クラブの子どもはクラブのスタッフが、教室の子どもは教室のスタッフが行う。
- ⑤ その他 ()

(4) 事故、怪我があった場合、教室とクラブの所管課どちらが責任を負いますか？

- ① クラブ
- ② 教室
- ③ クラブと教室の両方
- ④ クラブの子はクラブ、教室の子は教室

<安全管理、緊急時対応等について、貴クラブ・教室で工夫している取組があれば、具体的にお書きください>

【問4】クラブと教室合同の研修会や連絡会等がありますか。該当するものを選択してください。

- ① 合同の研修会がある
- ② 定期的に連絡会を開催している
- ③ 問題があるときに話し合いをしている
- ④ いずれもない
- ⑤ その他 ()

＜研修や連絡会等について、貴クラブ・教室で工夫している取組があれば具体的に書きください＞

【問5】学校とは具体的にどのように連携していますか。

（例：定期的に連絡会を設けている、職員会議に参加する等）

（)

【問6】支援が必要な子どもを受け入れていますか。

- ① 受け入れている
- ② 受け入れは行っていない

＜支援が必要な子どもを受け入れるために行っている工夫があれば、具体的に記入してください。＞

【問7】一体型・連携型で行う際に、クラブに設けられている設備・運営に関する基準は守られていますか。どのようなことが難しいでしょうか。また、工夫している点があれば具体的に記入してください。

- ① 守られている
- ② 守られていないことがある
- ③ 条例基準に合致しているので、特段の工夫の必要はない

＜基準を守る上で難しさがある点＞

＜一体型・連携型で行う際に、クラブに設けられている基準を守るために工夫している点があれば、具体的に書きください＞

【問8】次のうち、課題としてあてはまるものを選択してください。

（複数回答可）

- ① スタッフの配置
- ② 子どもの見守り
- ③ プログラムの企画・立案
- ④ クラブと教室の連絡会等の実施
- ⑤ 研修
- ⑥ 緊急時の連絡方法
- ⑦ その他（自由記述「 _____ 」）

※①～⑥選択をした場合、それは具体的にどのような課題で、どのようにすれば解決できるとお考えですか。

（)

ありがとうございました。設問は以上です。

参考資料 6

平成 29 年度 神奈川県学校・家庭・地域連携協力推進委員会委員名簿

氏 名	所 属 ・ 職
尾木 まり	子どもの領域研究所・所長
足立原 隆之	神奈川県 P T A 協議会・副会長
阿部 みゆき	神奈川県特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会・副会長
廣田 和江	神奈川県青少年指導員連絡協議会・理事
佐野 美智子	神奈川県民生委員児童委員協議会・常任理事
吉浜 慎一	神奈川県公立小学校長会 ・ 総務部長
小神 長次	神奈川県学童保育連絡協議会・会長
折田 功	愛川町教育委員会生涯学習課・課長
石黒 貫爾	逗子市教育委員会子育て支援課・担当課長
横溝 克明	神奈川県県民局次世代育成部青少年課・課長
宮村 進一	神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課・課長
寺岡 護	神奈川県県民局次世代育成部次世代育成課・課長
堀端 保聖	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課・課長

事 務 局

深谷 丈行	県民局次世代育成部次世代育成課
高橋 かすみ	県民局次世代育成部次世代育成課
豊田 政治	教育局生涯学習部生涯学習課
古住 有美	教育局生涯学習部生涯学習課
高橋 大明	教育局生涯学習部生涯学習課

【参考文献】

- ・放課後子ども総合プラン
（平成 27 年 7 月 31 日 厚生労働省・文部科学省）
- ・「学校・家庭・地域連携協力事業費補助金実施要領」
（平成 27 年 3 月 31 日 文部科学省）
- ・「『放課後子ども総合プラン』について【参考資料】」
（平成 26 年 11 月 12 日 厚生労働省・文部科学省）
- ・放課後児童健全育成事業実施要綱 （厚生労働省）
- ・「学校を核とした地域力強化プラン」について
（平成 28 年度「学校を核とした地域力強化プラン」の概算要求に係る
ブロック説明会資料 文部科学省）
- ・文部科学省予算ブロック説明会資料（平成 28 年 2 月）
- ・厚生労働省子ども家庭局保育課健全育成推進室作成「健全育成指導者養成研修」資料